

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学物品購入等契約に係る
取引停止等の取扱要領

〔平成19年 1月26日〕
学 長 決 定
改正 平成24年 8月28日
改正 平成31年 4月26日
改正 令和 2年 6月 1日

(目的)

第1 この要領は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)が発注する建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約(以下「契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱について定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3 契約担当役は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則第33条による一般競争参加資格者名簿に登載された者又はその他の者(以下「業者」という。)が、別表の左欄に掲げる措置要件の一に該当する場合は、同表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 前項の規定による取引停止の対象とする事案は、次の各号のいずれかに該当する事案とする。

- 一 本学が発注する契約に係る業者が別表の左欄に掲げる措置要件の一に該当することとなる場合
- 二 公共機関からの情報及び主要報道機関の報道により、業者が別表の左欄に掲げる措置要件の一に該当することとなり、かつ、当該業者が本学が発注する契約の相手方となる可能性が高い場合
- 三 前2号に定めるもののほか、公共機関からの情報及び主要報道機関の報道により、業者が別表の左欄に掲げる措置要件の一に該当することとなり、かつ、その事案が極めて悪質又は社会的影響が大きいことから他機関から取引停止の措置の要請があった場合において、学長が必要と判断したとき

3 契約担当役は、第1項の措置を講じた場合、別紙第1号様式「取引停止措置(解除)報告書」に必要事項を記載し、学長に報告するものとする。

(取引停止に係る特例)

第4 業者が一の事案により別表の左欄に掲げる措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する同表右欄の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

- 2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表の左欄に掲げる措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、同表の右欄に定める短期の2倍の期間とする。
 - 3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日から開始とする。
 - 4 契約担当役は、業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号並びに第1項及び第2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
 - 5 契約担当役は、業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による取引停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。
 - 6 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。
 - 7 前項の措置を講じた場合の学長への報告は、第3第3項の規定を準用する。
 - 8 契約担当役は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。
 - (1) 特許等特別な技術を必要とする契約で、取引停止期間中の業者しか取引の相手方がいない場合。
 - (2) 緊急の契約で、取引停止の期間中の業者以外では、契約の目的を達成することができない場合。
 - (3) 現に履行中の契約に直接関連する契約で、取引停止の期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合。
 - 9 契約担当役は、前項の措置を講じた場合、別紙第2号様式の「取引停止の特別措置報告書」に必要事項を記載し学長に報告するものとする。

(指名等の取消し)
- 第5 契約担当役は、取引停止をされた業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合、並びにこれらに基づき入札書等が提出され開札等に至っていない場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)
- 第6 契約担当役は、第3第1項の規定による取引停止、第4第6項の規定による取引停止の解除及び第5の規定による指名等の取消しをしたときは、別紙第3号様式の「取引停止措置(解除)通知書」に必要事項を記載し当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)
- 第7 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第8 契約担当役は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年1月26日から施行する。

別表 取引停止の措置基準

措 置 要 件	停 止 期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本学との契約において、提出した資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として、不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2 本学との契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 本学との契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(事故)</p> <p>4 本学との契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>5 本学との契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>6 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 業者の役員又は支店若しくは営業所（常時物品購入契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者で、前号に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 業者の使用人で前号に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>7 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が官公庁その他公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>

措 置 要 件	停 止 期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8 本学との契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>9 他の公共機関等との契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p> <p>10 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上12か月以内</p> <p>刑事告発を知った日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>(談合又は競争入札妨害)</p> <p>11 代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>13 前号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕若しくは公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

取引停止措置（解除）報告書

学 長 殿

契約担当役

下記業者について、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に定める条項及び措置要件に該当する事実があるため、取引停止（解除）の措置を講じましたので報告します。

記

1. 業者名等

住所・商号又は名称・代表者氏名

2. 取引停止措置（解除）内容

取引停止措置期間： 年 月 日～ 年 月 日（ヶ月）

取引停止解除期日： 年 月 日

取引停止措置（解除）理由：

3. 事実関係の概要

4. その他

取引停止の特別措置報告書

学 長 殿

契約担当役

下記の業者について、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」の第4第8項に基づき、本学の契約相手方とする特別措置を講じましたので報告します。

記

1. 契約の相手方
住所・商号又は名称・代表者氏名
2. 措置対象契約の内容
3. 措置理由

上記契約の相手方が取引停止となった要件及び期間

取引停止措置要件：

取引停止措置期間： 年 月 日～ 年 月 日（ヶ月）

取引停止措置（解除）通知書

住所

商号又は名称

代表者氏名 殿

国立大学法人

北陸先端科学技術大学院大学長

下記理由により貴社（殿）を、本学との契約に関し取引停止（解除）としましたので通知します。

記

1. 取引停止（解除）

取引停止措置期間： 年 月 日～ 年 月 日（ヶ月）

取引停止解除期日： 年 月 日

2. 取引停止措置（解除）理由

3. 提出済の入札（見積）書等の取扱い

取引停止措置期間中が契約日となる契約は行わないため、既に提出済の入札（見積）書等がある場合は無効とし、又当該指名等を取消します。

○ 問い合わせ先

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学

電話：